

特定医療費等更新業務公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 特定医療費等更新業務を実施する者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の実施予定者に決定した者をいう。

(募集要綱の作成)

第3条 県は、プロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要綱を作成するものとする。

- (1) プロポーザルの実施の趣旨に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) 実施する業務内容に関すること。
- (4) 企画提案に係る手続に関すること。
- (5) 応募に対する審査に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して10日以上の期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後に、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は第3条第4号の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに応募図書を提出しなければならない。

- 2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- 3 応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。
- 4 県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は応募者のうち業務を実施する相手方を選定するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第9条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、当選者を決定するものとする。

(当選者の通知)

第10条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は兵庫県保健医療部疾病対策課が所掌するものとする。

附 則

この要領は、令和8年2月20日から施行する。